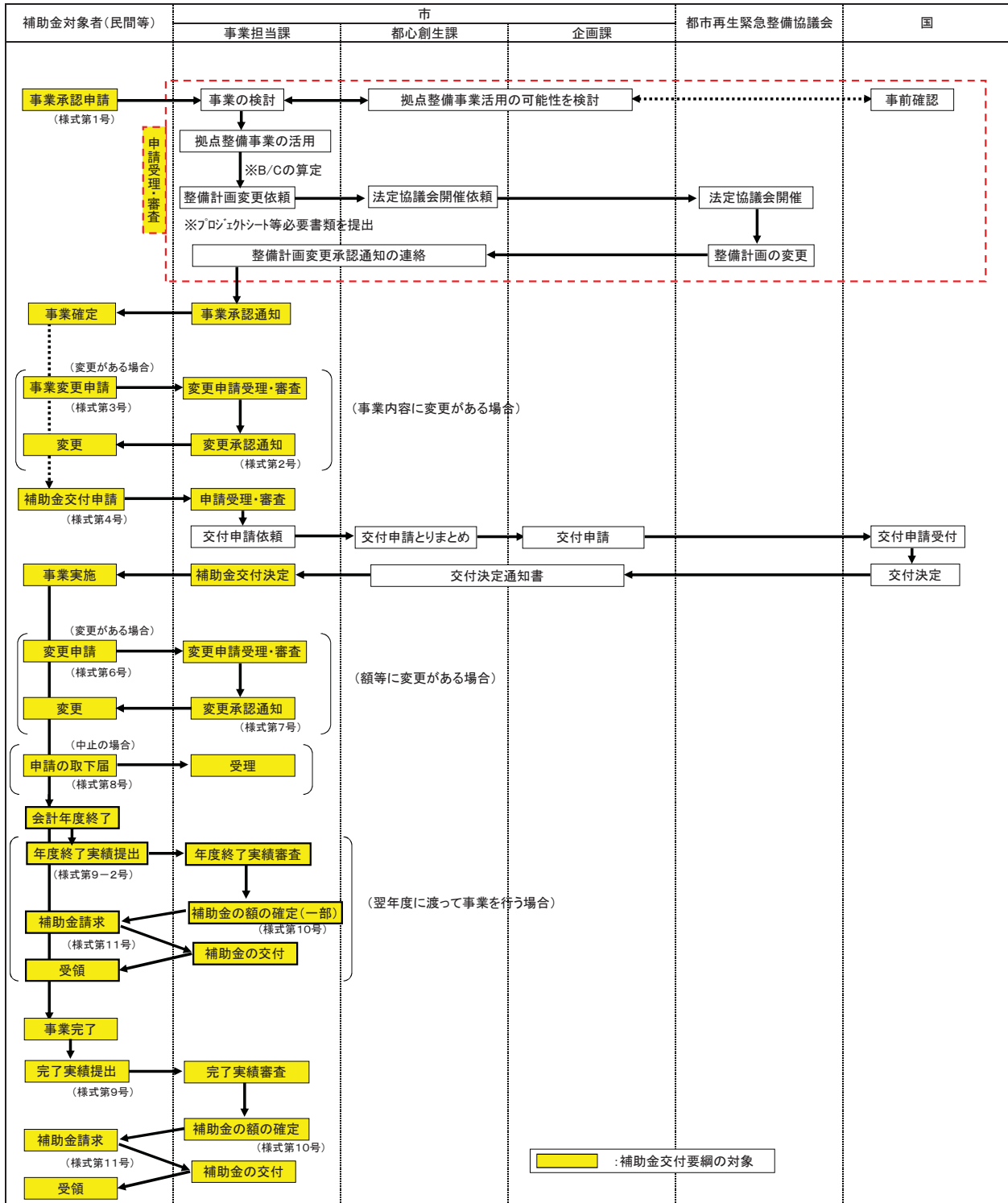


# 福岡市国際競争拠点都市整備事業補助金交付要綱に関する手続きフロー

国際競争拠点都市整備事業(以下「拠点整備事業」という)



※整備計画へ位置付ける前までは、財政部局に対して事業担当課が了承を得ること。  
 ※事業担当課においては、国費の概算要望、本要望等の時期を適確に捉えた計画を行うこと。  
 ※事業担当課においては、必要に応じて、都心再生課及び企画課に合議・報告を行うこと。